第二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
別表 巡視艇 番号　船名 （略） CL 87　わかかぜ （略） 特殊警備救難艇 番号　船名 （略） SS 76　しりうす （略）	別表 巡視艇 番号　船名 （略） CL 87　わかかぜ CL 88　いけかぜ （略） 特殊警備救難艇 番号　船名 （略） SS 76　むりぶし （略）

第三条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
別表 巡視船 番号　船名 PLH 02　つがる （略）	別表 巡視船 番号　船名 PLH 01　そうや PLH 02　つがる （略）

改正後	
別表 巡視船 番号　船名 PLH 01　そうや PLH 02　つがる （略）	別表 巡視船 番号　船名 PLH 02　つがる （略）

附　則

この告示は、令和七年十月三十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定　令和七年十一月十二日

二　第三条の規定　令和七年十二月十九日

国会事項

衆議院

報告書受領

十月二十八日内閣から次の報告書を受領した。

過労死等防止対策推進法第六条の規定に基づく「令和六年度我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況」に関する報告

参議院

質問主意書提出

十月二十八日議員から次の質問主意書が提出された。

国立公文書館によるＳＮＳ上での寄附の募集に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二一二号）

集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約批准に向けた同条約と国内法制との関係の整理に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第二一三号）

千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約第二条（ｃ）の共謀に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第二一四号）

高市早苗内閣総理大臣による上野賢一郎厚生労働大臣への労働時間規制の緩和検討指示に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二一五号）

報告書受領

十月二十八日内閣から、過労死等防止対策推進法第六条の規定に基づく「令和六年度我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況」に関する報告を受領した。

人事異動

内　閣

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　林　芳正

外務大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

財務大臣　片山さつき

国際通貨基金総務会総務たる日本政府代表を命ずる

国際復興開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

欧州復興開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

米州開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

アジア開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

アフリカ開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

多数国間投資保証機関総務会総務たる日本政府代表を命ずる

国際通貨基金の国際通貨金融委員会委員たる日本政府代表を命ずる

開発途上国に対する実物資源の移転に関する国際復興開発銀行及び国際通貨基金の総務会合同大臣委員会委員たる日本政府代表を命ずる

投資紛争解決国際センター理事会代表者たる日本政府代表を命ずる

外務大臣　茂木　敏充

経済産業大臣　赤澤　亮正

二千二十五年アジア太平洋経済協力閣僚会議日本政府代表を命ずる

期間は令和七年十一月十三日までとする（各通）

（通商政策局長）経済産業事務官　荒井　勝喜

（大臣官房審議官兼経済局、中南米局）外務事務官　渡邊　滋

二千二十五年アジア太平洋経済協力閣僚会議日本政府代表代理を命ずる

期間は令和七年十一月十三日までとする（各通）

（通商政策局通商交渉官）経済産業技官　田村　英康

二千二十五年アジア太平洋経済協力閣僚会議日本政府代表随員を命ずる

期間は令和七年十一月十三日までとする（以上十月二十八日）

消費者庁

（内閣府大臣官房）内閣府事務官　爲藤里英子

消費者庁消費者安全課長に転任させる

（消費者庁参事官（人事・会計等担当））同　阪口　理司

消費者庁消費者安全課長の併任を解除する（以上十月二十一日）